

第7期笠松町障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画（案）に対するパブリックコメント実施結果

【意見公募結果】

実施時期	令和6年2月21日から令和6年3月15日まで	
意見提出状況	提出者数	1人
	意見数	7件
意見提出方法	電子メール	1人

意見番号	指摘箇所	いただいたご意見の内容	笠松町の考え方
1	2頁 計画の位置付け	根拠法令に通称：障がい者差別解消法の記載がないのはなぜでしょうか？P41には、障がい者差別解消法が記載されているので気になります。	障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定の根拠法令のみを記載しております。
2	4頁 障がい者支援に関する 近年の国の動向	⑤に早期発見とか早期対応、早期支援という内容が記載されていません。含めてはどうでしょうか？含めた場合早期支援のための実際の施策、行動、計画の記載が必要になるかと思えます。	町障がい者計画において、早期発見、早期支援の充実について記載しており、この計画では障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の主な事項を記載し、より一層の支援体制の充実を図ってまいります。
3	12頁 障害のある人の状況	発達障がいの記載がなく知的障がいのみ記載されています。※P4の⑤には発達障がいの記載があるので、整合性がないように思われます。※P42特別支援教育の用語解説の中に、発達障がいを含みます。発達障がいewithひとくくりにしなないで、ADHD、ASD、LDなど重複する児童生徒があるので、統計的に処理するのは難しいかもしれませんが、まったく記載がないのはどうかと思えます。	統計資料については、前計画からの推移を表すため、同じ項目にて集計しております。 また、身体、知的の手帳保持者と違い、発達障がいに特化した手帳はなく、数として表記することは困難であると考えますので、今計画では記載しておりません。

4	12頁 障害のある人の状況	精神保健福祉手帳を保有する障がい児は存在しないのでしょうか？	障がい児の精神保健福祉手帳の所持者はわずかにいらっしゃいますが、統計資料については、個人を推測されやすいため、秘匿的処理として記載しておりません。また、前計画からの推移を表すため、同じ項目にて集計しております。
5	36頁 障がい児に対するサービス	「通わせて」という表現が、不適切です。利用者・本人の意思を尊重した表現とは思えません。不勉強なのかもしれませんが、設置済みとなっている児童発達支援センターが笠松町のどこに設置されているのか知りません。ネットで調べると「ポッポの家」が該当しましたが、医療型のみで障がい種を網羅しているとは思えません。幅広く支援できる児童発達支援センターの設置についての計画が記載されていません。P40の用語解説にある児童発達支援センターといえる支援機関の設置・充実についての記載があるといいと思います。	ご指摘いただいた表現につきましては、修正いたします。 児童発達支援センターは「岐阜地域児童発達支援センターポッポの家」としております。このセンターには、ダウン症候群、精神運動発達遅滞のお子さんが多く通っています。 児童発達支援センターの充実のため、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ってまいります。
6	40頁 用語解説	合理的配慮 4/1からの法改正で民間事業所でも義務となるはずですが。公的機関のみの古い説明になっています。	ご指摘いただいたとおり修正いたします。
7	43頁 用語解説	ADHDの日本語訳が古い呼称になっています。欠陥→欠如が適切かと思えます。	ご指摘いただいたとおり修正いたします。